

## 災害時における物資の調達に関する協定書

桜井地区自治会連合会を甲、株式会社小田原百貨店を乙、小田原市を丙として、小田原市域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したとき（以下「災害等」という。）に地区内における協力体制の確保を図るため、小田原市自治会総連合と小田原箱根商工会議所及び小田原市による防災に関する包括連携協定（令和3年8月30日締結）に基づき、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害等における物資の調達が迅速に行われることを目的とする。

### （要請）

第2条 甲は、災害等により、物資の確保を図る必要があると認めるときは、乙が保有する物資の調達を要請するものとする。

### （要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から前条の要請をうけたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

### （調達数量）

第4条 調達数量は、乙の保有数量の範囲内で甲の必要数量とする。

### （要請の方法）

第5条 第2条に掲げる物資の調達要請は、物資供給要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、急を要するときは口頭、電話その他の方法によることができることとし、その場合においては、事後において物資供給要請書を提出するものとする。

### （物資の価格及び代金の支払）

第6条 物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とし、その代金は、乙からの請求次第出来る限り速やかに丙が支払うものとする。

### （物資の引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は甲が指定するものとし、甲は、当該場所で乙の提出する納品書等に基づき、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。こ

の場合において、甲は必要に応じて、乙に対し運搬の協力を求めることができるものとする。

(災害時における相互の情報提供)

第8条 甲及び乙は、災害発生後、速やかに相互に連絡をとり災害発生状況等について相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(旧協定の廃止)

第9条 甲と乙が平成21年4月30日に締結した「災害時における生活必需物資の調達に関する協定」については、本協定書の締結をもって廃止する。

(疑義等の解決)

第10条 この協定履行に当たり疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期間は、令和5年5月22日からとし、甲、乙、丙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙3者記名押印の上各1通を保有する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

物資供給要請書

事業者名 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 地区 会長

年 月 日付けで事業者名 \_\_\_\_\_ と小田原市と  
締結した災害時における物資の調達に関する協定書第2条第1項の規定により、下記のとおり協力を要請します。

記

事 項	内 容
要 請 理 由	
品 目 ・ 数 量	
搬 入 場 所	
日 時	年 月 日 時
備 考	